

国立大学法人京都大学 役員会 規程 新旧 対照 表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人京都大学の役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>中期目標についての意見（国立大学法人京都大学が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項</u></p> <p>(2) <u>国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</u></p> <p>(3) <u>予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</u></p> <p>(4) <u>大学院の研究科・専攻、学部・学科、附置研究所、センターその他の重要な組織の設置、廃止及び重要な変更に関する事項</u></p> <p>(5) <u>学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他役員会が定める重要事項</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人京都大学役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) <u>国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）により文部科学大臣の認可又は承認（法人法第13条の2第1項、第17条第7項並びに第21条の4第2項及び第6項の承認を除く。）を受けなければならない事項（法人法第21条の5第1項第2号及び第3号に掲げる事項を除く。）</u></p> <p>(2) <u>予算の執行及び決算に関する事項（法人法第21条の5第1項第5号に掲げる事項を除く。）</u></p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>附 則（令和6年達示第58号） この規程は、令和6年10月1日から施行する。</p>